

# わが国におけるステップファミリーの現状と子ども家庭福祉の課題 ——ソーシャルワークの視点から——

小榮住 まゆ子\*

## The Present State of the Stepfamily and Needs of Child and Family Welfare —— Focus on Social Work Practice with Families ——

Mayuko KOEZUMI

### I. はじめに

令和の年が明け、慶事の雰囲気世間が包まれるなか、子ども虐待による悲惨なニュースが後を絶たない。統計上、実親である母親からの虐待が最も多いものの<sup>1)</sup>、事件化するケースには恋愛関係にあるひとり親家庭内、または内縁関係にあるパートナーや再婚相手といったいわゆるシングルマザーの恋愛相手による子ども虐待、再婚家庭の継親による子ども虐待が報じられることも少なくない<sup>2)</sup>。

このように、どのような家族状況であれ増え続ける子ども虐待を防ぐことを目指し、児童福祉法や児童虐待防止法等の法改正、児童相談所や子育て支援センター等における支援システムの整備に加え、児童福祉司の増員や研修義務化、高い専門性を身に着けた児童福祉司を認定する国家資格化<sup>3)</sup>等、ハード、ソフト両面における強化が叫ばれている。

しかし、ステップファミリーは初婚家庭とは異なる独自性と多様性を有した構造、機能、発達段階があり、こうした特有の家族特性や課題を理解しないまま、逆にステップファミリーとして特別視することは差別（区別）につながるという認識の下で初婚家族と同様な対処法で介入したり<sup>4)</sup>、DVや虐待等、優先順位の高い問題への対応に終始し、その背景にあるステップファミリー問題にまで関心が及ばない<sup>5)</sup>といった子育て支援センターや児童相談所、児童養護施設等、いわゆるソーシャルワーク実践現場に対する限界や問題が指摘されている。

さらに、社会福祉学における子ども家庭福祉分野では、昨今のライフスタイルの多様性から様々な家族スタイルを理解する必要性への示唆はあるが<sup>6)</sup>、ひとり親家庭へのソーシャルワークに比べるとステップファミリーをめぐる家族支援研究や実践研究の蓄積は乏しく、ステップファミリーにおける子ども家庭福祉のニーズの明確化やファミリーソーシャルワーク実践は未確立である<sup>7)</sup>。

そこで本論文は、家族社会学による貢献が極めて大きいわが国のステップファミリーをめぐる諸問題に対し、これまで未着手であったソーシャルワーク実践研究の立場から研究を深化すべく、分野横断による先行研究レビューを通じてステップファミリーの定義や現状に加え、その実体特性をシステム理論に基づき構造、機能、変容過程の3点から整理し、子ども家庭福祉

---

\*人間関係学科 准教授

に基づく問題とニーズについて分析・考察することを目的とする。

## II. ステップファミリーとは

ステップファミリー (STEPFAMILY) とは、「継ぐ (STEP)」と「家族 (FAMILY)」からできた言葉で、継親子関係のある家族の呼称である。全米ステップファミリー協会 (Stepfamily Association of America) の創設者であるヴィッシャー夫婦は、「一对の成人男女が共に暮らしていて、少なくともどちらか一方に、前の結婚でもうけた子どもがいる家族」<sup>8)</sup>と定義している。日本では、野沢慎司による「親の再婚あるいは新たなパートナーとの生活を経験した子どもがいる家族」<sup>9)</sup>、茨木直子・吉本真紀の「夫婦の双方、もしくはいずれかの一方に前の結婚でもうけた子どもがいる家族」<sup>10)</sup>、また、新川てるえによる「どちらかに子どもがいるふたりが再婚してつくられる家族」<sup>11)</sup>、さらに、厚生労働省社会保障審議会による「再婚(事実婚含む)により、夫婦のいずれかと生物学的には親子関係のない子ども(養子縁組をしている場合は、法的には親子関係が存在する)がともに生活する家族形態」<sup>12)</sup>といった定義がある。

ここで特筆すべきことは、結婚歴がなく出産し子育てをしてきたシングルマザーが新たなパートナーと入籍のない事実婚をした場合もステップファミリーとして位置づけられる点にある。ステップファミリーは、決して「結婚」や「再婚」を経験している、いわゆる「再婚家族」に限ったものではなく、子どもとその実親の新たなパートナーによる「継親子」関係が存在するという特徴をもつ。

このように継親子関係を含む家族を「ステップファミリー」と呼称し、新しい家族形態のように認識されているが、民法上、子連れ離婚、再婚の可能性、再婚後の継親子間の養子縁組を認める記述は以前よりあり、法律上、認められていたと考えられる。しかし、「養父」「養母」「継父」「継母」「継子」といった呼称はあるものの「継親子」関係を含む家族を示す用語は存在せず、ステップファミリーは初婚家族をモデルにした既成の家族観に埋もれながら、潜在的に存在してきたと捉えられている<sup>13)</sup>。

以上のことから、ステップファミリーは、歴史的にみても決して目新しい家族形態ではないが、社会構成主義の視点から見えなかった家族形態をあえて英語読みのまま「ステップファミリー」として言語化することで、世間一般にそれ自体の認識や特異性への理解が広まりはじめているといえる。尚、本研究では次章で参考にする調査結果以外は、養子縁組をしている「養父母」と養子縁組をしていない「継父母」を含めて「継父」「継母」を記す。

## III. わが国におけるステップファミリーをめぐる現状

本調査は、わが国のステップファミリーに関する全国実態調査はこれまでに行われたことがないため、その実態を明確に示すことは難しい。そこで本章では、近年のステップファミリーをめぐる現状を明らかにするため、離婚再婚をめぐる先行研究調査の結果報告をもとに整理してみたい。

まず離婚件数について、2018年の「離婚件数及び離婚率の年次推移」<sup>14)</sup>(図1参照)によると、平成に入った1989年に増加しはじめていた離婚件数は2002年をピークに年々減少し、2018年の推計値で20万7000組、離婚率は1.66と示されている。また、2009年の「同年別居の年齢階級別離婚率及び有配偶離婚率の年次推移」<sup>15)</sup>によると、同居解消をした年齢は男女ともに30～34歳が最も高く、2017年の男性の初婚年齢平均が31.1歳、女性が29.4歳<sup>16)</sup>であることから、離婚が最も多い時期として婚姻期間5年以内と推察できる。

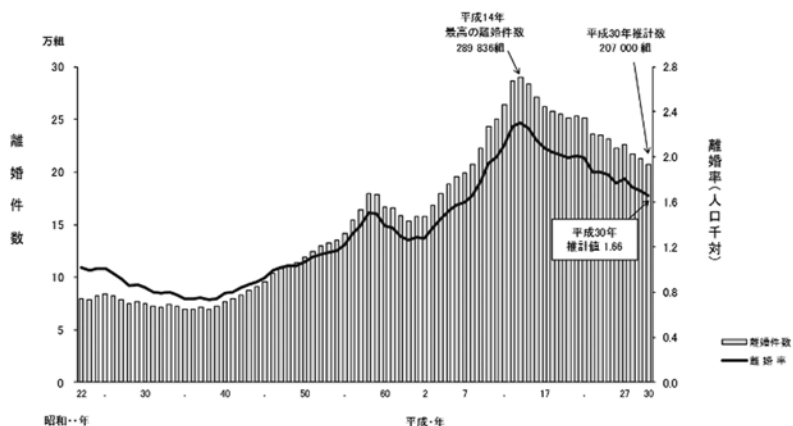


図1 離婚件数及び離婚率の年次推移

抽出：厚生労働省「平成30年(2018)人口動態統計の年間推計」より

次に再婚について、2018年の「人口動態統計特殊報告『婚姻に関する統計』の概況」<sup>17)</sup>(表1参照)によると、婚姻件数は2000年から年々減少し、2015年では63万5000件、そのうち「夫婦とも初婚」は統計史上最も少なく46万5000件、「夫婦とも再婚またはどちらか一方が再婚」は17万件であり、おおよそ3組に1組が「夫婦とも再婚またはどちらか一方が再婚」であることがわかる。

また、再婚のうち「夫再婚妻初婚」の割合がこれまでで最も高い10.0%を占め、次いで「夫婦ともに再婚」が9.7%、「夫初婚妻再婚」が7.1%となっている。離婚から再婚までの期間は、2017年の「前婚解消後から再婚までの期間別にみた年次別再婚件数百分率」(図2参照)<sup>18)</sup>によると男性、女性ともに10年以上経て再婚する割合が約2割で最も高い一方、1年から3年

表1 夫婦の初婚・再婚の組み合わせ別にみた婚姻件数とその割合の年次推移

年次	総数(%)		夫婦ともに初婚(%)		夫婦ともに再婚又はどちらか一方が再婚(%)		夫初婚妻再婚(%)		夫再婚妻初婚(%)		夫婦とも再婚(%)	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1975年	941,628	100.0	822,382	87.3	119,246	12.7	33,443	3.6	49,063	5.2	36,740	3.9
1985年	735,850	100.0	613,387	83.4	122,463	16.6	32,854	4.5	43,222	5.9	46,387	6.3
1990年	722,138	100.0	589,886	81.7	132,252	18.3	35,567	4.9	47,586	6.6	49,099	6.8
2000年	798,138	100.0	630,235	79.0	167,903	21.0	47,939	6.0	61,272	7.7	58,692	7.4
2005年	714,365	100.0	533,498	74.7	180,767	25.3	50,578	7.1	66,193	9.3	63,996	9.0
2006年	730,971	100.0	541,487	74.1	189,484	25.9	52,239	7.1	70,646	9.7	66,599	9.1
2007年	719,822	100.0	532,298	73.9	187,524	26.1	52,118	7.2	68,445	9.5	66,961	9.3
2008年	726,106	100.0	537,748	74.1	188,358	25.9	52,825	7.3	68,120	9.4	67,413	9.3
2009年	707,734	100.0	524,480	74.1	183,254	25.9	50,618	7.2	66,834	9.4	65,802	9.3
2010年	700,214	100.0	520,955	74.4	179,259	25.6	49,616	7.1	65,757	9.4	63,886	9.1
2011年	661,895	100.0	490,664	74.4	171,231	25.9	47,020	7.1	62,999	9.5	61,212	9.2
2012年	668,869	100.0	494,749	74.0	174,120	26.0	47,168	7.1	64,622	9.7	62,330	9.3
2013年	660,613	100.0	487,044	73.7	173,569	26.3	46,659	7.1	64,772	9.8	62,138	9.4
2014年	643,749	100.0	473,772	73.6	169,977	26.4	45,609	7.1	63,392	9.8	60,976	9.5
2015年	635,156	100.0	464,975	73.2	170,181	26.8	45,263	7.1	63,588	10.0	61,325	9.7

抽出：厚生労働省「平成28年度 人口動態統計特殊報告『婚姻に関する統計』の概況」p.3を参考に筆者作成。

未満での再婚も全体の3～4割を占め決して少なくない。

さらに、「平成27年国勢調査」<sup>19)</sup>によると、「ひとり親と子どもから成る世帯」は、2000年に354万6000世帯だったのが2015年では474万7000世帯へ増加し、2010年からの5年間で5.0%増加していることから、再婚の形態が「子連れ再婚」である可能性も高くなってきてい

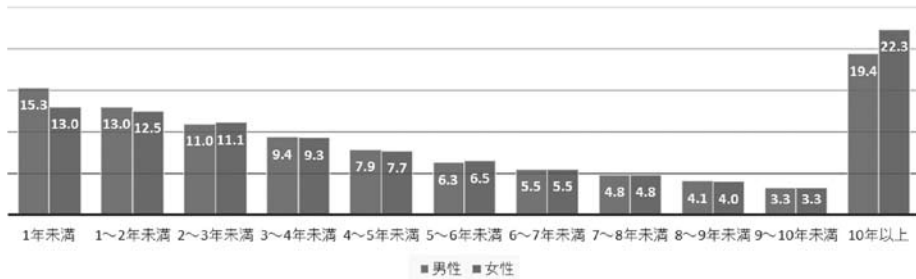


図2 前婚解消後から再婚までの期間別にみた年次別再婚件数百分率

資料：厚生労働省「2017年人口動態統計の概況」より筆者作成。

るといえる。

以上のことから、わが国において離婚件数は年々減少しているものの婚姻件数の3組に1組が再婚であること、加えて、ステップファミリー予備軍ともいえる未婚の子をもつひとり親世帯が増加していることから、今後、継親子関係の世帯は増え続けると推察できる。

#### Ⅳ. ステップファミリーの特性

次に、ステップファミリーの特性についてシステム理論に基づく構造、機能、変容の3つの視点から整理していきたい。

まず、ステップファミリーの構造は、その組み合わせから様々な形態が存在している。図3は、その形態の一部を示したものであるが、これら以外にも、未婚シングルペアレントが結婚する場合や事実婚カップル等多数の形態が確認されている。

また、ステップファミリーの機能として、「代替モデル／スクラップ&ビルド型」と「継続モデル／連鎖・拡張するネットワーク型」の2つのモデル<sup>20)</sup>が指摘されている(表2参照)。「代替モデル／スクラップ&ビルド型」とは、継親や同居親が主導して別居親を排除し、継親を代替親として位置づけるため、継子の立場からすると強固で窮屈な家族関係に感じられるという特徴をもつ。例えば、最初から継子のしつけや教育といった役割を継親がしようとする、継子に継親を「お母さん」「お父さん」と呼ぶよう強いる。離死別した実親をいなかったことにする、離死別した実親と面会交流をさせないといった例があげられる。一方、「継続モデル／連鎖・拡張するネットワーク型」は、標準的家族にとらわれず、柔軟に家族関係を捉え、継親を「親ではない」重要かつ責任ある存在として位置づけるため、同居親や継親側と継子との認識のズレが小さく適応しやすい特徴がある。例えば、しつけや教育的役割は実親がメインで担い、継親はそのサポートにつく、離死別した実親が家族のなかでタブー視されない、離死別した実親や実親側の親族との交流が続いている、心の中の実親の存在や思い出を大切に続けられるといった例がある。このように継続モデルが継子にとっても実／継親にとっても葛藤の少ない理想的なステップファミリーと言われているが、実際は代替モデルが多いといわれている。







タイプ	家族構成員	
タイプA	初婚継母×再婚実父+実子 再婚実母+実子×初婚継父	
タイプB	初婚継母×再婚実父+実子+再婚後の子 再婚実母+実子×初婚継父+再婚後の子	
タイプC	子連れ再婚同士	
タイプD	小連れ再婚同士+再婚後の子	
タイプE	再婚実母+実子×再婚継父+(継父の別居の子) 再婚実母×再婚継父+実子+(継母の別居の子)	
タイプF	再婚実母+実子×再婚継父+再婚後の子+(継父の別居の子) 再婚実母×再婚継父+実子+再婚後の子+(継母の別居の子)	

図3 ステップファミリーの形態(例)

表2 ステップファミリーの類型

	代替モデル/スクラップ&ビルド型	継続モデル/連鎖・拡張するネットワーク型
継子からみた家族関係	強固で窮屈 適応しにくい	実/継親との認識のズレが小さく 適応しやすい
継親の立場	代替親	「親ではない」重要かつ責任ある大人
継親の呼称	お父さん/お母さん	固有名詞/おじさん/おばさん
離別実親の立場	排除/タブー視/なかったものにする	いつでも会話に上る/存在を認めている
離別実親との面会交流	全くなし/不定期	定期的にあり
離別実親側親族との交流	全くなし/不定期	定期的にあり
しつけ/教育	継親も実親と最初から同等の役割	主に実親の役割/継親はそのサポート

さらに、ステップファミリーには「インサイダー(部内者)」「アウトサイダー(部外者)」という役割が存在する<sup>21)</sup>。インサイダーとは内側にいる実親、アウトサイダーとは外側にいる継親を指すことが多い。健全な初婚家族の場合、母親が子どもと親密でインサイダーになり、父親がアウトサイダーになるものの場面ごとに夫婦間でインサイダーとアウトサイダーが容易く入れ替わることもできる。しかし、ステップカップルの場合、特にアウトサイダーは、強固な実親子に張り合い、疎外感や孤立感、嫉妬や存在を無視されていると感じる一方、インサイダーは愛する人たちの間で引き裂かれるような思いをし、このような状況に不安を抱く。そして、インサイダーとアウトサイダーの役割は膠着し、献身的な継親であっても疲弊することが多くなる。これは、ステップカップルの関係(恋愛関係を含む)において極めて初期段階から起こり、その後起こりうるチャレンジの全てを縫うように渡り歩くといわれている。このような状況に対し、継親ひとりの時間や実親子だけの時間、またインサイダーが同伴せずにアウトサイダーと継子で出かけられるアクティビティをみつける等、継親子だけの時間を作るといった1対1の時間をもつことが推奨されている。こうした機会は、実親子にとっては大切な関

係がこれまでと同じであること、ステップカップルにとってはパートナーシップを深めること、そして継親子にとってはお互いに理解を深めることにつながり、結果的に家族のメンバーそれぞれとのつながりの意味や価値を感じることもできるようになるといわれている<sup>22)</sup>。

最後に、ステップファミリーの変容として、ステップファミリーの発達段階<sup>23)</sup>が指摘されている。新川は、アメリカの「ステップファミリー周期 (step-family cycle)」研究を参考に日本独自の発達段階を①ロマンス期 (夢と希望に満ちている時期)、②ロマンス崩壊期 (何かが変だと感じ始める時期)、③リアリティー期 (現実に気がつく時期)、④チェンジ期 (変動する時期)、⑤アクション期 (行動の時期)、⑥フィニッシュ期 (達成の時期)の6段階で示している。

①ロマンス期は、恋愛時期から始まり、お互いに過去の経験 (離婚や死別) から学んだことを活かすことでうまくいく、愛する相手の子どもなら愛することもでき幸せな家庭が築けるはずだと信じ、夢や期待に満ち溢れた時期といえる。しかし、こうしたロマンス期は長くは続かず、日常生活で相互に異なる生活習慣に違和感を抱き始め、②ロマンス崩壊期を迎える。この時期、最初はうまく関係性を築けると思っていた継子に対し、元配偶者に似ている、パートナーが子どもにばかりかかりきりになるといったことから嫌悪感や疎外感をもち、うまくやれるといった根拠なき自信が崩壊していく。③リアリティー期に突入すると、結婚なんて誰としようと同じだ、血のつながらない子どもとうまくやれるはずがない等、自ら選択決定した結婚・再婚自体に疑問を感じはじめ自信を喪失しストレスが増していく。④チェンジ期では、こうした不満や不安から夫婦喧嘩、親子喧嘩、継親子喧嘩が生じ、家庭の雰囲気が悪化し、特に単身でひとり親家庭に入った継親は自分の居場所をなくし、さらに不満と孤独を感じる時期となる。しかし、2度目 (3度目) の結婚をこのままで終わらせてはいけないと家族の問題にチャレンジしていきける家族は⑤アクション期へ移行していく。相互に歩み寄り、関係修復のための話し合いをもち、標準的な初婚家庭やそれぞれが経験してきた家庭をモデルにしないステップファミリー独自の家庭問題について理解、行動し、そして解決していく経験を共に経てはじめて⑥フィニッシュ期へとすすむことができる。この時期、家庭問題が全て解決するわけではないが、何か問題が生じて冷静に対処する余裕ができ、②～④期で経験したような辛い感情に起因する大きな問題へと発展するまえに解決できるようになる。この段階に達するまでに早い家族でも4年、平均すると7、8年かかるといわれており、再婚して1、2年目に生じやすい②、③期での苦しみ耐えられず、再離婚していくカップルも少なくない現状にある。

このように、一口にステップファミリーといっても多様な形態や特徴を有し、それぞれのステップファミリーで発達の成熟度や要する期間も異なってくる。こうした一つとして同じではないステップファミリーをめぐる子ども家庭福祉の問題について次章で整理、分析してみたい。

## V. ステップファミリーをめぐる子ども家庭福祉の問題

先行研究レビューの結果、ここでは、ステップファミリーにおける子ども家庭福祉に焦点化し、①子ども虐待をめぐる問題、②ステップファミリーに起きる固有の問題、③ステップファミリーを取り巻く環境の問題の3点から問題を整理、分析してみたい。

①子ども虐待をめぐる問題は、社会保障審議会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」<sup>24)</sup>の第1次報告から第14次報告までの総計により傾向を分析する。尚、ここでは「ステップのダイナミックスはカップルが交際し始めた時点で始まる」<sup>25)</sup>との言及から、実母の交際相手も継親子関係があるとみなすことにする (表3参照)。

まず、「心中以外の虐待死における主たる加害者」について、養母2人 (0.3%)、養父7人

表3 子ども虐待における主たる加害者（心中以外の虐待死）第1次報告から第14次報告の総数

区分	総数(人)	割合(%)
実母	404	55.6
実父	114	15.7
養母	2	0.3
養父	7	1.0
継母	6	0.8
継父	10	1.4
実母の交際相手	37	5.1
母方祖母	7	1.0
母方祖父	1	0.1
父方祖母	0	0.0
父方祖父	1	0.1
実母と実父	60	8.3
実母と養父	10	1.4
実母と継父	3	0.4
実母と実母の交際相手	19	2.6
実母と母方祖父	1	0.1
実母と実母の交際相手とその他	1	0.1
実母とその他	4	0.6
実父とその他	1	0.1
その他	16	2.2
不明	23	3.2
総計	727	100

抽出：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第14次報告」2018年18頁を参考に筆者作成。

(1.0%)、継母6人(0.8%)、継父10人(1.4%)、実母の交際相手37人(5.1%)、実母と養父10人(1.4%)、実母と継父3人(0.4%)、実母と実母の交際相手19人(2.6%)、実母と実母の交際相手とその他1人(0.1%)となっており、継親子関係としてまとめると95人(13.1%)で全体の1割弱であった。また、近年の傾向として、第13次及び第14次報告の「心中以外の虐待死における主たる加害者」を「3歳未満と3歳以上」<sup>26)</sup>で分類した結果(表4参照)、特に、第13次報告の3歳以上において、養父1人(7.1%)、継父1人(7.1%)、実母の交際相手1人(7.1%)、実母と養父2人(14.3%)、実母と実母の交際相手1人(7.1%)の6人(42.7%)となり、継親子関係における虐待死が実父母による虐待死にせまる結果となっていた。

さらに、2010年の総務省による「児童虐待防止等に関する意識等調査結果報告書」<sup>27)</sup>では、児童虐待の発生要因について市区町村の児童虐待相談対応担当1750名へ複数回答による質問をしたところ、「保護者の養育能力不足(83.4%)」、「家庭の経済的貧困(44.3%)」に次いで、「複雑な家族構造(継父母等のステップファミリー等)(43.0%)」、「保護者

表4 子ども虐待における主たる加害者 3歳未満と3歳以上(心中以外の虐待死)

区分	3歳未満(第13次)		3歳未満(第14次)		3歳以上(第13次)		3歳以上(第14次)	
	人数(人)	有効割合(%)	人数(人)	有効割合(%)	人数(人)	有効割合(%)	人数(人)	有効割合(%)
実母	23	63.9	24	61.5	2	14.3	4	57.1
実父	7	19.4	3	7.7	5	35.7	1	14.3
養母	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
養父	0	0	0	0.0	1	7.1	0	0.0
継母	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
継父	0	0	0	0.0	1	7.1	0	0.0
実母の交際相手	1	2.8	1	2.6	1	7.1	0	0.0
実父の交際相手	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
母方祖母	0	0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
母方祖父	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
父方祖母	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
父方祖父	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	1	2.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
実母と実父	4	11.1	7	17.9	1	7.1	1	14.3
実母と養父	0	0	0	0.0	2	14.3	1	14.3
実母と継父	0	0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
実母と実母の交際相手	0	0	1	2.6	1	7.1	0	0.0
実母とその他	0	0	1	2.6	0	0.0	0	0.0
不明	1	-	1	-	0	-	0	-
	37	100	40	100	14	100	7	100

抽出：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第14次報告」2018年19頁及び同委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第13次報告」2017年19頁を参考に筆者作成。

の精神疾患等（36.5%）」となり、いわゆる児童相談所や福祉事務所のソーシャルワーカーは、虐待の背景としてステップファミリーであることもリスクの1つとして認識していることが明らかとなっていた。また、近藤真由子<sup>28)</sup>は、2009年度から2010年度における市町村で対応した養護相談・通告事例62家族の困難状況を分析した結果、家族関係の状況では「父母の不和（14件）」、「親族関係の不和（14件）」、「ステップファミリー等による関係不和（16件）」とステップファミリーに関する相談件数が最も多いことを報告している。さらに、児童養護施設職員の大塚斉<sup>29)</sup>は、2013年の「児童養護施設入所児童等調査」により明らかとなった入所児童の家族形態が「ステップファミリー（12.6%）」、「実母のみ（45.4%）」、「実父のみ（14.0%）」との結果から、1割以上が既にステップファミリーであること、その予備軍である単身家族を含めると7割にも及ぶことを踏まえ、ステップファミリーに起きる問題と支援方法に関する基礎知識を児童養護施設関係者は今後得ていく必要があると指摘していた。

次に、②ステップファミリーに起きる固有の問題として、1つ目は前家族関係をめぐる問題がある。面会交流の未実施や中断、機会の減少は別居親と実子の関係性を希薄化させる一方、離れて暮らす実子が再婚家庭へ自由に出入りする機会が多ければ多いほど、再婚したパートナーは「別居継親」として機能しなくてはならず強い葛藤を抱えることが指摘されている。同様に、別居実親側の祖父母やいとこの関係性が疎遠になることに対しストレスを抱える同居実親もいれば、関わり続けることにストレスを抱く場合もある。このような心理的葛藤は、家族境界の曖昧さがもたらす問題といわれている<sup>30)</sup>。2つ目は、現家族関係をめぐる問題で、それぞれの前家族で醸成された文化や生活習慣の違いによるストレスが、初婚夫婦とは異なり最初から家族全員の問題として浮上してしまうこと、また初婚夫婦や初婚家族、それらをモデルにした夫婦関係、実親子関係、継親子関係を構築しようといった誤った認識に基づく言動を通じて葛藤、衝突、対立を招くことが指摘されている<sup>31)</sup>。それは、ステップファミリー特有の膠着するインサイダーとアウトサイダーの立場の違いによる認識のズレが起因していることも多く、こうしたステップファミリーそのものに対する無知自体が問題となっている。また、家族が増えることによる経済的負担、これら現家族をめぐる問題を解決できずに再離婚を選択する人もいると言及されている<sup>32)</sup>。

③ステップファミリーを取り巻く環境の問題では、相談先が友人や知人、パートナーのみで解決方法にたどりつけず、公的な相談窓口が地域に孤立する、そもそも利用できる支援制度がないといった社会資源の不足に加え、既存の子育て支援センターによる「継親」を「実親」と、「ステップファミリー」を「標準的家族」と同一視した「愛情をもって抱きしめてあげてください」といった助言や「カップルの関係性さえうまくいけば家族全体がうまくいく」という古い理解に基づく助言等、不適切な支援内容についての問題が指摘されている<sup>33)</sup>。また、世間の認知度が低いカミングアウトできない、差別や偏見の目で見られるといった問題もあがっている<sup>34)</sup>。さらに、ひとり親家庭はあるもののステップファミリーをめぐる全国実態調査はいまだ実施されていないことから、「ステップファミリー」という言葉のみの浸透で、特有の問題やニーズ、それに基づく必要な支援内容の明確化については今後の大きな課題として認識されている。

このように、ステップファミリーは、子育てや家族形成段階で誰もが考え込んでしまうような普遍的な悩みに加え、ステップファミリー固有の困難も存在し、これらを重複して抱え込む傾向がみられた。また、そうした問題解決にむけた支援機関、支援者不足により、葛藤や困難を家庭内で抱え込むがゆえに子ども虐待のリスクが生じ、ひとり親の恋愛期間も含め、ステッ



プファミリー内での虐待も増加していると捉えることができる。さらに支援者側がステップファミリーであること自体、子ども虐待を含む養育上の問題要因として認識しつつあり、子ども家庭福祉分野でのステップファミリーに向けた支援方法の必要性が浮き彫りとなった。

## Ⅵ. ステップファミリーにおける子ども家庭福祉のニーズ

以上のことがらを踏まえ、ステップファミリーにおける子ども家庭福祉のニーズについて以下の点について考察していきま。

- ① ステップファミリーを対象としたファミリーソーシャルワーク実践方法の構築
- ② 当事者夫婦、家族へのグループワーク実践方法の構築
- ③ 啓発活動等コミュニティワーク実践方法の構築
- ④ ステップファミリーの理解に深いファミリーソーシャルワーカーの養成
- ⑤ ステップファミリー専門相談窓口の設置

まず①ステップファミリーを対象としたファミリーソーシャルワーク実践を構築する必要がある。前述で池田が指摘している通り、既存のソーシャルワーク機関は、子どもやひとり親、障害や高齢といった分野別であるため、その背景にある家族を対象に支援する視点が欠けている点、あったとしても初婚家族をモデルとした既成の家族概念に基づくアセスメントやインターベンションであることが多いと考えられる。虐待やDV等、顕在化する子ども家庭福祉問題の背景にあるステップファミリーへ介入し本質的な解決を図るためにも、支援の方法として、ステップファミリー固有の特性を踏まえ生活問題をエコシステムとして理解する視点や、問題への対処だけではなく、そのステップファミリーのもつ強みをアセスメントし、強みを活かした支援過程を展開するファミリーソーシャルワークの構築が必要だと考える。それは、「ステップファミリーであること自体が問題である」という捉え方ではなく、「ステップファミリーそれ自体が家族固有の強みである」という発想の転換、価値の創造をめざす「利用者志向（ストレングス）モデル」に基づくソーシャルワーク実践の確立を意味する。こうしたエコシステム視座から生活実体を把握し、問題だけでなく強みの理解と発想の転換、すなわち「現家族への新たな価値づけ」を支援するのソーシャルワーク実践が構築できれば、④ステップファミリー専門の相談支援専門職（ソーシャルワーカー）を養成や、⑤ステップファミリー専門の相談窓口設置がより現実的なものとなるであろう。

また、ミクロでのソーシャルワーク実践による個人や家族へのエンパワメントだけでなく、②ステップカップルやステップファミリーになった当事者によるステップファミリー理解のための勉強会や交流会といった機会の確保はメゾ・ソーシャルワークにおける課題だと考える。さらに、その予備軍となるひとり親家庭の恋愛相談や再婚、ステップファミリーへの理解促進にむけた学習会等、グループワークを実践することは、相互支援を通じたピア・エンパワメントへと発展し、ひいては③社会に対するステップファミリーの理解促進にむけた啓発活動へとつながり、社会に対する差別や偏見の払拭、新たな社会資源の創造活動を目指したマクロ・ソーシャルワーク実践へと展開できるのではないだろうか。

以上のように、ステップファミリーに対する子ども家庭福祉をめぐるミクロからマクロまでの課題が山積していることを確認しつつ、今後は、課題解決の起点となるアセスメント方法と利用者志向モデルに基づくソーシャルワーク実践アプローチの構築に焦点化し、ステップファ

ミリーをめぐるファミリーソーシャルワーク実践の方法論研究を深化させていきたい。

## VII. おわりに

筆者は、ひとり親家庭として6年過ごし、ステップファミリーとして3年目を迎えた。例にもれず先行研究で示された発達段階を経ながら、ステップファミリー固有の葛藤や苦悩に満ち、文献で得た知識とパートナーとの対話で問題解決を図るといふ、まさに孤軍奮闘の日々を送っている。当事者になってはじめて実感する事柄全ての経験を研究として実践に還元させることは、マイノリティな家族として潜在化するステップファミリーだからこそ抱える問題に右往左往している子育て家族への支援につながると考え、ソーシャルワーク研究としてステップファミリーをめぐる問題に焦点をあて研究をすすめてきたところである。

こうした経緯のなか、本論文は、ステップファミリーの現状と特性を概観し、子ども家庭福祉に基づく問題分析とニーズについて考察してきた。ステップファミリーという家族構造の固有な種別や特性を知識として理解し、アセスメントやインターベンションに活かすことは重要な一方で、不要なステレオタイプを招く恐れもある。ステップファミリー支援のゴールは、家族の構造や機能を初婚家族モデルへと近づけることではなく、家族のもつ強みをいかし、ステップファミリー構成メンバー各人がそれぞれの立ち位置から発想の転換によって現家族を捉えなおし、唯一無二の価値あるステップファミリーであることを理解することだと考える。そのためには、問題を修正する医学モデルやニーズを充足する生活モデルだけではなく、利用者の実感こもる言葉を紡いだライフストーリー、ファミリーヒストリーに重点をおく利用者志向モデルのファミリーソーシャルワーク実践を構築していく肝要があると考えている。

今後は、方法論研究にむけ、わが国のステップファミリーを対象にした子ども家庭福祉におけるファミリーソーシャルワーク実践の現状と課題や利用者思考モデルに基づくファミリーソーシャルワークの方法論について検討していきたい。

## 引用文献

- 1) 厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第14次報告)2018年8月によると、心中以外の虐待死における加害者は、14年間の総計で実母404人(55.6%)、次いで実父114人(15.7%)となっている。
- 2) 例えば、恋愛関係にあるひとり親をめぐる虐待関連記事として、朝日新聞夕刊2019年6月6日付8面記事「2歳女児虐待死 傷害容疑 母と交際相手逮捕」では、2歳女児に対し、母親と交際相手が暴行し怪我を負わせ衰弱死させた疑いで逮捕され。また、朝日新聞朝刊2019年9月2日付23面記事「児相、保護に踏み切らず」では、鹿児島県出水市のアパートで4歳女児が同居する母親の交際相手に殴られ死亡し逮捕されている。さらに、ステップファミリー内での虐待死記事として、朝日新聞朝刊2019年9月20日付34面記事「9歳遺棄容疑 父逮捕」では、養父が9歳男児を絞殺し遺棄した容疑で逮捕されている。
- 3) 朝日新聞朝刊2018年12月27日付4面「児童福祉司認定国家資格検討へ 厚労省 児相職員の質向上」によると、児童虐待防止策を検討する社会保障審議会(厚労省の諮問機関)のワーキンググループが取りまとめた報告書に、児相に勤める児童福祉司を対象にした国家資格創設の検討が盛り込まれた。
- 4) SAJ、野沢慎司編著『ステップファミリーのきほんをまなぶー離婚・再婚の子どもたちー』金剛出版2018年15頁によると「差別的な言葉だからって『継子って呼ばないほうがよい』と言われ、継子を実子と同じものを捉え育てることを奨められる場合もあります。つまり、子育て支援機関などにおいては、これまで継母役割は母親役割と同じものとみなされて、助言されることが多かったということです。」と記されている。
- 5) 池田ひかり「ソーシャルワークの実践現場における支援面での改善すべき点とその方法」SAJ、野沢慎司

## わが国におけるステップファミリーの現状と子ども家庭福祉の課題

- 編監訳『国際シンポジウム 2015 ステップファミリーの子どもと大人の未来のために報告書』p.77-79
- 6) 杉山佳子「変容する家族とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』（第32巻4号）ソーシャルワーク学会 2007年 5-6頁
  - 7) 池田ひかり 前掲書5) p.77
  - 8) エミリー & ジョン・ヴィッシャー『ステップファミリー』 春名ひろこ監修高橋智子翻訳（原題 How to Win as a Stepfamily）WAVE 出版 2001年 16頁
  - 9) 野沢慎司「ステップファミリーは『家族』なのか」『家族療法研究』（第33巻2号）家族療法学会 2016年 179頁
  - 10) 茨木尚子、吉本真紀「NPOにおける家族支援とソーシャルワーク—ステップファミリー当事者による支援組織の活動から—」『ソーシャルワーク研究』（第32巻4号）ソーシャルワーク学会 2007年 44頁
  - 11) 新川てるえ『日本の子連れ再婚家庭—再婚して幸せですか？—』太郎次郎社エディタス 2017年 8頁
  - 12) 厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第13次報告）の概要」2017年4頁
  - 13) 早野俊明「日本におけるステップファミリー（子連れ再婚家族）の法規制」『憲法論叢』第13号 2006年 58頁
  - 14) 厚生労働省 HP「人口動態調査 平成30年（2018）人口動態統計の年間推計」
  - 15) 厚生労働省 HP「人口動態特殊調査 平成21年（2009）離婚に関する統計」
  - 16) 厚生労働省 HP「平成29年（2017年）人口動態統計月報年計（概数）」
  - 17) 厚生労働省 HP「平成28年度 人口動態統計特殊報告『婚姻に関する統計』の概況」3頁
  - 18) e-Stat HP「前婚解消後から再婚までの期間別にみた年次別再婚件数百分率—夫・妻—（各届出年に結婚生活に入り届け出たもの）」
  - 19) 総務省統計局「平成27年国税調査 世帯構造等基本集計結果 結果の概要」5頁
  - 20) SAJ, 野沢慎司編著 前掲書4) 162-166頁
  - 21) パトリシア・ベッパーナウ 前掲書19) 35-62頁
  - 22) 同書 35-62頁
  - 23) 新川てるえ 前掲書9) 9-6頁
  - 24) 厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第14次報告）2018年18頁
  - 25) パトリシア・ベッパーナウ著『ステップファミリーをいかに生き、育むか—うまくいくこと、いかにこと』中村伸一・大西真美監訳中村伸一・大西真美・吉川由香訳 原著 SURVIVING AND THRIVING IN Stepfamily Relationships : What Works and What Doesn't 金剛出版2015年31頁
  - 26) 厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 前掲報告書18) 19頁および同委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第13次報告）2017年19頁参照。
  - 27) 総務省行政評価局「児童虐待の防止に関する意識等調査結果報告書」2010年 p.43
  - 28) 近藤真由子「子ども家庭満天星の現状と課題—市町村におけるソーシャルワーク実践を中心として—」『龍谷大学社会学部紀要』（第42巻）龍谷大学社会学部学会 2013年 p.14-25
  - 29) 大塚斉「ステップファミリーへの家族支援とは—家族の視点に立って考える—」『世界の児童と母性』（第84巻）2018年 p.48
  - 30) チェルシー・ガーノー「アメリカのステップファミリーについてわかってきたこと—実践に役立つ研究知見—」SAJ, 野沢慎司編監訳『家族支援家のためのステップファミリー—国際セミナー2014報告書』2014年 p.10-18
  - 31) SAJ, 野沢慎司編監訳『日米ステップファミリー会議2011報告書』2011年 p.8-9及びp.33-34
  - 32) 新川てるえ 前掲書11) 12頁
  - 33) 同書 p.2-3及びp.28-34
  - 34) 同書 p.19-22

## 参考文献

- 1) ベギー・ランプキン著『ステップキンと7つの家族—再婚と子どもをめぐる物語—』中川雅子訳 原著  
The Stepkin Stories by Peggy Lumpkin 太郎次郎エディタス 2006年
- 2) 野沢慎司, 菊池真理「ステップファミリーにおける家族関係の長期的変化—再インタビュー調査からの知見—」『研究所年報』40号 明治学院大学社会学部附属研究所 2010年 153-164頁
- 3) 飯田昭人, 寺田香, 黒澤直子, 斉藤美香「対人援助領域における家族支援研究の動向と課題における考察」『人間福祉研究』12巻 2009年 113-127頁
- 4) 野沢慎司「ステップファミリー研究の動向—アメリカからの視点—」『家族社会学研究』第20巻第2号 2008年 71-76頁
- 5) 野沢慎司「家族のオルタナティブ—家族研究の挑戦— 選択的ネットワーク形成と家族変動」『家族社会学研究』第20巻第1巻 2008年 38-44頁
- 6) 石原邦雄, 野沢慎司「家族とストレス」『季刊家計経済研究』(No.64) 公益財団法人家計経済研究所 2004年 2-12頁
- 7) 稲垣朋子「面会交流援助の意義と発展的課題—ドイツ法の運用を視座として— (1)」『国際公共政策研究』第17巻第1号 101-121頁